

福井地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
福井市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、大野市、勝山市	福井地方裁判所（本庁）	〒910-8524 福井市春山1-1-1	
越前市、鯖江市、南条郡南越前町、今立郡池田町、丹生郡越前町	福井地方裁判所武生支部	〒915-8524 越前市日野美2-6	・執行事件は次のとおり 不動産競売、債権差押え、財産開示、第三者からの情報取得等（執行官に申し立てるものを除く執行事件）：福井地裁本庁 その他：武生支部 ・破産事件、民事再生事件等の倒産事件は次のとおり 福井地裁本庁
敦賀市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町、小浜市、大飯郡高浜町、大飯郡おおい町	福井地方裁判所敦賀支部	〒914-8524 敦賀市松栄町6-10	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権差押え、財産開示、第三者からの情報取得等（執行官に申し立てるものを除く執行事件）：福井地裁本庁 その他：敦賀支部

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。

※執行事件、破産事件・民事再生事件等の倒産事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。